

産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第三十九条第一項及び第四十五条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、役務に係る日本産業規格への適合性の認証に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

文部科学大臣臨時代理

国務大臣 加藤 鮎子

厚生労働大臣 武見 敬三

農林水産大臣 坂本 哲志

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 新藤 義孝

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

環境大臣 伊藤信太郎

役務に係る日本産業規格への適合性の認証に関する命令の一部を改正する命令

役務に係る日本産業規格への適合性の認証に関する命令（令和元年内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(登録の申請)</p> <p>第五条 法第三十三条第一項及び第三十七条第六項の登録（次条及び第七条において単に「登録」という。）の申請（以下この条において単に「申請」という。）をしようとする者は、様式第四による申請書に次の書類を添えて、主務大臣に提出しなければならない。</p>	<p>(登録の申請)</p> <p>第五条 法第三十三条第一項及び第三十七条第六項の登録（次条及び第七条において単に「登録」という。）の申請をしようとする者は、様式第四による申請書に次の書類を添えて、主務大臣に提出しなければならない。ただし、当該書類の内容が既に法第</p>

ならない。ただし、当該書類の内容が既にこの条の規定による主務大臣の登録を受け、提出している他の申請に係る書類又は既に法第三十条第一項若しくは第二項、第三十一条第一項、第三十二条第一項から第三項まで若しくは第三十七条第一項から第五項までの規定による主務大臣の登録を受け、提出している鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（平成十七年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第六号。以下「鉱工業品等認証省令」という。）第五条各号の書類若しくは電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（令和元年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省

第三十条第一項若しくは第二項、第三十一条第一項、第三十二条第一項から第三項まで又は第三十七条第一項から第五項までの規定による主務大臣の登録を受け、提出している鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（平成十七年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第六号。以下「鉱工業品等認証省令」という。）第五条各号の書類又は電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（令和元年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第六号。以下「電磁的記録認証省令」という。）第五条各号の書類の内容と同一であるときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付

令第六号。以下「電磁的記録認証省令」という。）

第五条各号の書類の内容と同一であるときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

一～四 「略」

(認証に係る審査の実施時期及び頻度)

第九条 法第三十三条第二項（法第三十七条第七項において準用する場合を含む。）の審査は、次の表の上欄に掲げる場合に応じ、同表の中欄に掲げる審査を、同表の下欄に掲げる時期に行うものとする。

一～三 「略」	「略」	「略」
四 被認証者が	第十一条及び第十二	「略」
認証に係る役	条の審査（ただし、	

を省略することができる。

一～四 「略」

(認証に係る審査の実施時期及び頻度)

第九条 法第三十三条第二項（法第三十七条第七項において準用する場合を含む。）の審査は、次の表の上欄に掲げる場合に応じ、同表の中欄に掲げる審査を、同表の下欄に掲げる時期に行うものとする。

一～三 「略」	「略」	「略」
四 被認証者が	第十一条及び第十二	「略」
認証に係る役	条の審査（ただし、	

<p>五〇八 〔略〕</p>	<p>務の内容を変 更し、若しくは 追加し、又はそ の品質管理体 制を変更しよ うとするとき</p>	<p>〔略〕</p>	<p>当該変更により当該 役務が日本産業規格 に適合しなくなるお それのないときには 、役務評価及び現地 調査又はこれに類す る調査（以下「現地 調査等」という。） の全部又は一部を省 略することができ る。）</p>	<p>〔略〕</p>
--------------------	--	------------	---	------------

（認証に係る審査の方法）

<p>五〇八 〔略〕</p>	<p>務の内容を変 更し、若しくは 追加し、又はそ の品質管理体 制を変更しよ うとするとき</p>	<p>〔略〕</p>	<p>当該変更により当該 役務が日本産業規格 に適合しなくなるお それのないときには 、役務評価及び現地 調査の全部又は一部 を省略することがで きる。）</p>	<p>〔略〕</p>
--------------------	--	------------	---	------------

（認証に係る審査の方法）

第十一条 「略」

2 前項第二号の抽出が被認証者等の品質管理体制の現地調査等を行う前に行われた場合であつて、当該抽出後に被認証者等の品質管理体制について当該被認証者等が提供する役務の日本産業規格への適合性の審査に影響を及ぼすような変更があつた場合には、当該役務評価の結果を用いて審査してはならない。

第十二条 法第四十五条第二項第一号の審査の方法のうち品質管理体制に対する審査は、認証に係る役務に係る被認証者等の社内規格その他役務の提供に関する書類を調査するとともに、当該役務を提供する全ての事務所又は事業場（主務大臣が告示で定

第十一条 「略」

2 前項第二号の抽出が被認証者等の品質管理体制の現地調査を行う前に行われた場合であつて、当該抽出後に被認証者等の品質管理体制について当該被認証者等が提供する役務の日本産業規格への適合性の審査に影響を及ぼすような変更があつた場合には、当該役務評価の結果を用いて審査してはならない。

第十二条 法第四十五条第二項第一号の審査の方法のうち品質管理体制に対する審査は、認証に係る役務に係る被認証者等の社内規格その他役務の提供に関する書類を調査するとともに、当該役務を提供する全ての事務所又は事業場（主務大臣が告示で定

める役務の認証を行おうとする場合にあつては、主務大臣が告示で定める数以上の事務所又は事業場）に対し^レ現地調査等を行うことにより、第二条に規定する事項が確実に行われているかどうかを確認するものとする。

（被認証者等に対する通知の基準）

第十九条 「略」

2 国内登録認証機関は、次の各号に掲げる場合に、それぞれ当該各号に定める決定を行った場合には、速やかに、被認証者等に当該決定の内容を通知するものとする。

一 「略」

二 被認証者から認証に係る役務の内容を変更し、

める役務の認証を行おうとする場合にあつては、主務大臣が告示で定める数以上の事務所又は事業場）に対し^レ現地調査を行うことにより、第二条に規定する事項が確実に行われているかどうかを確認するものとする。

（被認証者等に対する通知の基準）

第十九条 「略」

2 国内登録認証機関は、次の各号に掲げる場合に、それぞれ当該各号に定める決定を行った場合には、速やかに、被認証者等に当該決定の内容を通知するものとする。

一 「略」

二 被認証者から認証に係る役務の内容を変更し、

若しくは追加し、又はその品質管理体制を変更し
ようとする旨の通知がされたとき 国内登録認
証機関が第十一条の審査又は第十二条の現地調
査等を行うかどうかの決定

三 「略」

3 「略」

(認証の業務に従事する者)

第二十六条 次の各号に掲げる認証の業務に従事す
る者は、それぞれ当該各号に定める年数以上の実務
の経験を有し、かつ、当該業務を適切に行うために
必要な知識及び能力を習得するための当該業務に
関する法令及び実施の方法に係る主務大臣が告示
で定める講習を修了しなければならない。

若しくは追加し、又はその品質管理体制を変更し
ようとする旨の通知がされたとき 国内登録認
証機関が第十一条の審査又は第十二条の現地調
査を行うかどうかの決定

三 「略」

3 「略」

(認証の業務に従事する者)

第二十六条 次の各号に掲げる認証の業務に従事す
る者は、それぞれ当該各号に定める年数以上の実務
の経験を有し、かつ、当該業務を適切に行うために
必要な知識及び能力を習得するための当該業務に
関する法令及び実施の方法に係る主務大臣が告示
で定める講習を修了しなければならない。

<p>一 「略」</p> <p>二 第十二条の現地調査等の業務に従事する者 <u>現地調査等</u>の業務又はこれに類似する業務に 関し一年以上</p> <p>三 「略」</p> <p>2 日本産業規格Q9001又はISO9001の 規定に適合することを国内登録認証機関が自ら確 認する場合にあつては、第十二条の<u>現地調査等</u>に従 事する者は、日本産業規格Q9001又はISO9 001の審査員の資格を有する者でなければなら ない。</p>	<p>一 「略」</p> <p>二 第十二条の<u>現地調査</u>の業務に従事する者 <u>現</u> <u>地調査</u>の業務又はこれに類似する業務に関し一 年以上</p> <p>三 「略」</p> <p>2 日本産業規格Q9001又はISO9001の 規定に適合することを国内登録認証機関が自ら確 認する場合にあつては、第十二条の<u>現地調査</u>に従事 する者は、日本産業規格Q9001又はISO90 01の審査員の資格を有する者でなければならな い。</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p> <p>様式第四及び様式第五を次のように改める。</p>	

様式第4（第5条及び第7条関係）

登録（登録の更新）申請書

年 月 日

殿

住所
申請者の氏名又は名称及び法人
にあつてはその代表者の氏名

産業標準化法第39条第1項（第42条第2項において準用する同法第39条第1項）の規定により同法第33条第1項及び第37条第6項（第42条第1項）の登録（登録の更新）を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。

記

更新を受けようとする登録の根拠条項		
登録（登録の更新）を受けようとする役務の区分	登録区分の名称	
	日本産業規格の番号	
認証の業務を行う区域		
登録（登録の更新）を受けようとする認証機関の連絡先等	法人番号	
	電話番号	
	ホームページアドレス	
	電話番号	
認証を行う事務所	ふりがな 名称	
	ふりがな 所在地 (郵便番号)	
	電話番号	
	電話番号	
認証管理責任者	氏名及び 役職	
	電話番号	
	電子メー	

		ル ア ド レ ス
別紙書類 一覧		
○	役務に係る日本産業規格への適合性の認証に関する命令第5条各号	
1	登記事項証明書又はこれに準ずるもの（第1号）	
2	認証の業務を行う組織に関する事項（第2号イ）	
3	認証の業務から生じる損害の賠償その他の債務に 対する備え及び財務内容の健全性に関する事項（第 2号ロ）	
4	職員、認証機関が委嘱する外部の委員その他の認 証の業務に従事する者の氏名、略歴及び担当する業 務の範囲（第2号ハ）	
5	2から4までの掲げるもののほか認証の業務の実 施の方法に関する事項（第2号ニ）	
6	認証の業務以外の業務を行っている場合は、当該 業務の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項 （第2号ホ）	
7	認証の業務又はこれに類似する業務の実績がある 場合は、その実績（第2号ヘ）	
8	主要な株主の構成（当該株主が、被認証事業者で ある場合には、その旨を含む。）を記載した書類 （第3号）	
9	役員（名会社、合資会社又は合同会社において は、業務を執行する社員）又は事業主の氏名、略歴 及び担当する業務の範囲（当該役員又は事業主が被 認証事業者の役員又は職員であった者を含む。）で ある場合は、その旨を含む。）を記載した書類（第 4号）	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格に定める A
4 とすること。
- 2 「更新を受けようとする登録の根拠条項」の欄
は、登録の更新の申請である場合に、産業標準化
法第33条第1項及び第37条第6項のうち該当
するものを記入すること。
- 3 「日本産業規格の番号」の欄は、役務の区分に
該当する日本産業規格のうち登録又は登録の更新
を受けようとするものを記入すること。また、登
録又は登録の更新を受けようとする区分が2以
上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、別紙を
添付すること。
- 4 「法人番号」の欄は、行政手続における特定の
個人を識別するための番号の利用等に関する法律
（平成25年法律第27号）第2条第15項に規
定する法人番号がある場合に記入すること。

様式第5（第8条第1項関係）

事業承継届出書

年 月 日

殿

住所
届出者の氏名又は名称及び法人
にあつてはその代表者の氏名

下記のとおり、登録認証機関の地位を承継したので、
産業標準化法第43条第2項の規定に基づき、別紙書類
を添えて届け出ます。

記

被承継人の氏名 又は名称及び法人 にあつてはその 代表者の氏名		
被承継人の住所		
被承継人の登録 番号		
承継人の連絡先 等	法人番号	
	電話番号	
	ホームページ アドレス	
承継人の認証を 行う事務所	ふりがな 名称	
	ふりがな 所在地（郵便 番号）	
	電話番号	
認証管理責任者	氏名及び役職	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
承継の期日		
承継の理由		

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA

- 4 とすること。
- 2 「法人番号」の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号がある場合に記入すること。
 - 3 「ホームページアドレス」の欄は、役員に係る日本産業規格への適合性の認証に関する命令第14条第2項及び第21条の規定によりインターネットを利用して閲覧に供するために用いるものを記入すること。
 - 4 「承継人の認証を行う事務所」の欄は、事務所が2以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、事務所ごとに中欄に掲げる事項を記載した別紙を添付すること。
 - 5 地位を承継した事実を証する次に掲げるいずれかの書面及び譲り受けた登録証を添付すること。
 - (1) 当該登録に係る事業の全部を譲渡されたことを証する書類
 - (2) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し及び相続人が2人以上ある場合において、その全員が同意により事業を承継すべき相続人として選定された者がある場合は、その全員の同意書
 - (3) 登記事項証明書
 - (4) (1)～(3)に準ずる書面

附 則

この命令は、公布の日から施行する。